

【パネリスト紹介】全国生活衛生営業指導センター事業振興部長 田中秀明（たなか ひであき）氏

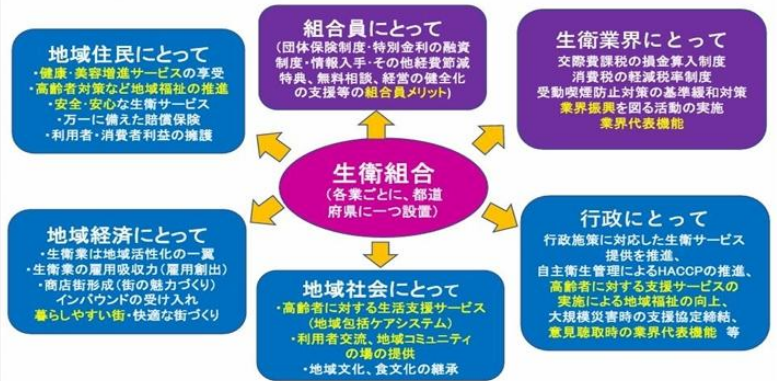
千葉県出身。1987年4月から2024年10月富士通グループに勤務。社内制度構築、BCP策定、広報、経営企画等の業務を経験。2011年3月の東日本大震災時には、社内対策本部でトップメッセージ発信を担当。2025年1月から全国生活衛生営業指導センターに勤務、事業振興部長として衛生水準の確保・向上事業、クリーニング師研修等の業務を所管。全国の都道府県指導センターの指導的立場として活動中。



1 生衛組合の社会的役割(機能)を考える

(1)生衛業、生衛組合は、超高齢社会に対応、地域福祉等に貢献

生衛法に基いて設立された生衛組合は、**組合員・業界のためだけではなく、利用者・消費者、地域社会、地域経済、行政に貢献する組織**です。



(2)生衛組合は、住民の安全・安心等を守る社会的機能(ソーシャルキャピタル)の発揮が求められている

行政は、生衛組合の有する社会的機能が最大限活用されるよう生衛組合の基盤強化と活性化に期待し、生衛法に基づく助成・指導・支援を実施

①ソーシャルキャピタルとは人々の協働活動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることができる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴のこと

②組合は地域に連帯するソーシャルキャピタル

◆組合は、衛生水準の確保・向上等を使命とする社会的基盤として衛生行政に協力。地域包括ケアにも協力

◆組合は、事業者の自主的取り組みを指導・支援。同業者のネットワークの活用(情報発信)

◆地域コミュニティの再生・強化に資する社会的活動



【生衛法第8条の二 行政庁への協力】行政庁は組合が関係する法律の施行に關し、組合をして協力させることができる
【生衛法第63条の二 助成等】国及び地方公共団体は、事業者の組織の自主的活動の促進を通じ、生衛業の衛生水準の維持向上等に資するため、生衛組合に対して必要な助成又は援助を行うよう務めなければならない

2 生衛業(生衛組合)による生活支援サービス提供イメージ

▶ 生衛業は、本来的に有するサービス(機能)の提供により、高齢者の自助努力を支援することができる。
▶ 生衛組合は、生衛業の地域包括ケアシステム参画に向け、専門組織を設置し、技術講習・専門講習等を実施するとともに、組合員店舗の参入を支援。行政とも連携しやすい体制を構築。要望活動実施

【課題】

①生衛組合と行政の一層の連携が必要。行政においては福祉部門と衛生部門・産業部門との連携が急務
②生衛組合支部(組合員)、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターとの連携協力、勉強会等の実施が必要
③生衛組合は、高齢者に対する生活支援サービス実施に関する生衛業、生衛組合の役割等のPRが必要
※ 地域包括ケアを推進する行政や生活支援コーディネーター等に、生衛業、生衛組合の機能や役割についての理解を得ることが必要

